

令和4年度

センター名

鈴鹿第4地域包括支援センター

事業計画書

令和4年3月

〈ご記入にあたっての注意〉

- ① この地域包括支援センター事業計画書(ひな形)は「鈴鹿亀山地区広域連合 地域包括支援センター運営業務委託仕様書」の内容に沿っております。仕様書の内容に照らして、事業計画の内容を記載してください。
- ② あわせて、根拠法令及び第8期介護保険事業計画に沿った業務実施であることが求められますので、それらについても適宜参照するようにしてください。
- ③ 各シートについて、クリーム色の記入欄へ記入してください。クリーム色の記入欄については下方向に広げていただいても構いません。シートが2ページにまたがっても構いません。なお、色が付いていないセルについては、変更しないようお願いいたします。
- ④ 「1 総則」及び各シートの「この業務の実施方針」の欄には、その事業・業務を実施するにあたっての貴センターとしての方針をお書きください。
- ⑤ 「具体的な取組内容」は仕様書の内容に合わせて項目立てをしておりますが、項目が不足する場合は、各「具体的な取組内容」に1つずつ追加しているクリーム色の記入欄に任意に項目立てしていただいても構いません。それでもなお不足する場合は、行を追加していただいても結構です。
- ⑥ 各シートの「実施計画、目標等」の欄には、その「具体的な取組内容」に関して、当年度に実施する予定を記入してください。例えば、『〇〇協議会と合同で〇月と〇月に開催する』や、『毎月1回ずつ、計12回開催する』といった形でご記入ください。
- ⑦ その他、ご記入にあたってご不明な点がある場合は、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課管理グループまでお問い合わせください。

(参考) 令和3年度地域包括支援センター事業計画書

https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/insurance/file3/shiryo_r30330_03.pdf

第8期介護保険事業計画

https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/insurance/file_plan7/d8_keikaku_20210401.pdf

※リンクをコピー & ペーストしてご参照ください。

1 総則

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター

(1) 組織・運営

令和4年度

この事業計画の策定体制 (組織, 法人のかかわり方)	法人の管理部会議から理事会、評議員会議を経て承認され策定する。
この事業計画の進捗管理手法	上半期で事業の進捗状況について確認を行う。評価後の見直し計画についても、管理部会議及び理事会、評議員会で報告する。

公平性, 中立性を確保するための体制	地域包括支援センターとして公正かつ中立的に事業が推進されているか各センター職員が自覚を持ち、管理部会議、理事会、評議員会にて事業計画や実施報告を行う。委託居宅介護支援事業所については、公正かつ中立性の確保のため随時助言を行う。
個人情報保護体制	法人の運営規定及び個人情報規定並びに個人情報基本方針を厳守する。当センターの業務上知りえた個人情報の取り扱いについては、鍵付き書庫・パソコンの管理等を徹底し、加えて職員の個人情報保護についての教育も継続的に行う。
苦情処理体制	迅速に当法人及び鈴鹿亀山地区広域連合、基幹型地域包括支援センターに報告するとともに、改善を図り再発防止に努める。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長 1人(主任介護支援専門員兼務), 保健師 1人, 社会福祉士 1人, 主任介護支援専門員 1人, 介護支援専門員 1人, 事務員 1人(兼務)
職員の研修実施計画	職員の資質向上のため三職種及びプランナー介護支援専門員は、年間を通じて法人内研修と外部研修に参加する。研修後はそれぞれが得た知識・情報等の研修内容をセンター内で共有する。
専門職間の連携体制	それぞれの専門職が専門性を発揮し地域住民を支援できるよう、ミーティングや事例検討で互いにアドバイスや指摘をし、チームアプローチの効果を継続できるよう取り組む。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	圏域内の民生委員児童委員協議会連合会、地域づくり協議会、老人会、その他の団体と協働し、地域課題等を共有する。
担当圏域の地域概況 (高齢者数, 高齢者世帯など)	令和3年9月末日現在 総人口 18,251人 高齢者人口 65歳以上人口 5,240人 うち, 75歳以上人口 2,786人 高齢化率 28.7% 75歳以上比率 15.3%
地域資源の状況	昨年度は不十分であったため、資源情報を収集し年間を通じて新しい資源情報と不足する資源情報の収集を行う。各地域ケア会議や関係機関会議を通じて情報収集と整理を行う。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	・地域づくり協議会と地域の高齢者のニーズに対して課題解決のために取り組む。 ・困難事例や地域支援を必要とする事例を通して、地域づくり協議会が主体となる、『住民による支援活動』の展開をサポートをする。必要とされる新たなインフォーマルサービスの開発など、地域づくり協議会、生活支援コーディネーターと共に協議し進めていく。 ・介護予防に取り組むべき年代の方への啓発と住民同士の仲間づくりの支援を行う。

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター
令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域でその人らしく生活ができるよう、地域のネットワークを構築し総合相談支援を強化する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	6 (1)－ア－(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク 2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携 3 地域自治組織とのネットワーク 4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク 5 ふれあいサロンとのネットワーク 6 当事者組織とのネットワーク 7 ボランティア団体とのネットワーク 8 生活支援コーディネーターとの連携 9 認知症の方の支援 10 その他のネットワーク	各介護サービス事業所と随時連携を取り、相談しやすい体制づくりを行う。 月1回開催される在宅医療登録医会に出席。また在宅医療・介護連携支援センターと事例検討会を協働で開催。日頃より主治医、地域の医療機関との連携の為関係づくりに努める。 若松地域づくり協議会、長太地区まちづくり協議会、箕田の街地域づくり協議会と連携を取り、総会、定例会に随時参加。 担当地区民生委員児童委員協議会連合会定例会の参加。2か月に1回。必要な情報提供と随時問題解決に向け迅速に対応する。 介護予防普及啓発事業の登録サロンに加え、未登録サロン等への活動支援のため、介護予防などの講話や体操等を実施する。サロンのない地域については社会資源発掘のため住民へのサポートを実施。 介護者の孤立や精神的負担の軽減のため、介護者の集いを年1回開催し、情報提供や当事者間の交流、情報交換を促す。 地域の個人ボランティア・ボランティアグループ、結成されたチームオレンジとも情報交換し、高齢者等の支援のための関係づくりをする。 地域づくり協議会会議、第2層生活支援コーディネーター協議体会議に参加し課題を抽出する。 認知症の方について、関係機関や地域住民、当事者で結成されているチームオレンジと連携を図り尊厳を守る支援を展開する。 地域づくり協議会関係部や住民参加型支援団体とのネットワークづくりに努める。 障がい者総合相談機関との連携に努める。 日頃より関係行政機関、警察署、また地域の派出所、消防署、薬局との連携に努める。
②被保険者等の実態把握	6 (1)－ア－(イ)	1 被保険者等への戸別訪問 2 地域住民からの情報収集	本人、家族、関係者からの連絡により迅速に訪問し実態把握を行う。 速やかに実態を把握し、各関係機関と情報を共有し必要な支援を行う。
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	6 (1)－ア－(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR 2 夜間窓口の整備・周知 3 土曜・休日窓口の整備・周知 4 緊急時の連絡体制の構築	地域住民や各医療機関、関係機関に年4回わかたけ便りを配布し包括支援センターのPRを行う。また法人ホームページを活用し包括の役割等周知していく。 営業時間外の電話受付は法人施設へ転送し、必要時にはセンター長に連絡が入る。ホームページやチラシ配布、回覧板で周知。 緊急時はセンター長に連絡が入る。必要に応じて三職種職員が出勤。速やかに関係機関に連絡できる体制を構築。

④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	6 (1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制	電話または対面にて随時対応。センター内職員で受付情報の共有をする。
		2 個別ケースのアセスメント	ケースごとのアセスメントシートを作成し対応。センター内職員で情報共有をする。
		3 個別ケースの管理・共有	個別ケース別ファイルまたは共有ツールにて管理。
		4 相談内容の傾向分析	専門職間でケース検討や地域ケア会議への提案など解決に向け随時協議を行い分析し支援を計画する。
⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	6 (1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	社会資源別にファイリング。変更や新規など随時情報収集と整理を行う。
		2 解決困難な相談事例の管理体制	必要に応じ関係機関からのアドバイスを求めるため個別ケース会議等を開催する。関係機関と情報共有し、ファイルまたは共有ツールにて管理。
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	迅速に関係行政機関、基幹型地域包括支援センターに報告し、必要に応じてデータで報告。
		4 障がい分野との連携体制	行政や必要な専門機関につなげるため、日頃よりお互いに相談しやすい体制づくりに留意するとともに、顔の見える関係で連携を取る。
		5 子育て分野との連携体制	
⑥地域の社会資源の把握・開発	6 (1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	地域づくり協議会福祉部や地域ケア会議などを通じて把握。
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	行政機関や社会福祉協議会、地域の関係機関などと協働し、必要なサービスの抽出や課題整理、開発に向け支援する。
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	定期的にセンター内で情報の周知を行う。得た情報はファイリング又は共有ツールにて保管、情報共有する。
その他、総合相談支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター
令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域で尊厳のある生活が維持できるよう、その人にとって必要なサービスや制度につなげ支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	6 (1)－イ－(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析	個別相談時に把握。また地域住民や居宅介護支援事業所等からの情報により把握。 随時専門職が対応し、必要に応じて成年後見サポートセンターみらいと連携し支援を行う。 社会福祉士ワーキングや権利擁護ネットワーク会議等に参加し、事例検討を行い地域の特性を分析する。
②高齢者虐待への対応	6 (1)－イ－(イ), (ウ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保 虐待事例、解決	個別相談時に把握。また地域住民や居宅介護支援事業所等からの情報により把握。 行政担当課、基幹型地域包括支援センターとの連携により、マニュアルに沿って迅速な対応を行う。 行政機関と相談し高齢者の保護の為に迅速に対応する。 2か月ごとに開催される鈴鹿市高齢者虐待連絡会議に出席し、解決に向けた取り組みをする
③支援が困難な事例への対応	6 (1)－イ－(イ), (ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	個別相談時に把握。また地域住民や居宅介護支援事業所等からの情報により把握。 地域関係者、各専門職等と連携し解決に向け支援を行う。また必要に応じて個別ケア会議を開催し、基幹型地域包括支援センターや行政機関と連携していく。
④消費者被害の防止	6 (1)－イ－(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	平時より地域住民に対して定期的な啓発活動を行い、消費者被害事例については消費生活センターと連携していく。 各事例の状況に応じて、随時情報提供を行う。
⑤権利擁護に関する啓発	6 (1)－イ－(ア)～ (エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動	住民向けの講演会等他の包括支援センターと協働し実施予定。開催時期、回数については未定。
その他、権利擁護にかかる取組			回覧板などを利用し権利擁護に関するチラシを配布。年1回以上。 民生委員会やサロン等地域住民の集まりにて情報提供を行う。 センター職員が研修に参加し知識を深め、合わせて専門職のネットワークを構築していく。

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、それぞれの状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントが実施できる体制を構築する。また地域の介護支援専門員の後方支援を行い、多職種のネットワークを構築していく。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	6 (1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援	必要な関係機関と情報共有や意見交換を行い連携を取る。 個別ケース会議や地域ケア会議を利用し、圏域内の介護支援専門員が連携しやすいように随時サポートを行う。
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	6 (1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催【※年間計画を別紙に記入してください】 3 制度・施策に関する情報提供	介護支援専門員の個別相談には随時対応できるよう、また気軽に相談が出来るよう関係づくりに努める。 ケアマネ支援会議(意見交換会):年3回 事例検討会:年1回 圏域ケアマネ支援会議にて随時情報提供、意見交換を行う。
③支援困難事例等への指導・助言	6 (1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席	迅速に随時対応し、状況の把握に努め解決に導く。 事前に情報を共有し、随時出席。会議後もモニタリング等を通じ情報共有していく。
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組		支援困難者を取り巻く関係者間の調整。	家族や支援関係者のネットワークの中で尊厳が守られるよう、継続的な支援計画を提案する。

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名

鈴鹿第4地域包括支援センター

令和4年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月	ミニ症例検討会(第4包括圏域)	圏域内の介護支援専門員	鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター(すずらん)共催
6月	圏域内居宅介護支援事業所意見交換会	圏域内の介護支援専門員	第5地域包括支援センター共催
7月			
8月	研修会(介護・医療との連携について)	圏域内の介護支援専門員	第5地域包括支援センター共催
9月			
10月	圏域内居宅介護支援事業所意見交換会	圏域内の介護支援専門員	
11月			
12月	研修会(権利擁護について)	圏域内の介護支援専門員	第5地域包括支援センター共催
1月			
2月	圏域内居宅介護支援事業所意見交換会	圏域内の介護支援専門員	
3月			

2-(1) 包括的支援事業
エ 地域ケア会議関係業務

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター
令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	地域の福祉課題について整理し、地域づくり・社会資源の開発・施策等について協議し、解決に向けサポートする。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	6 (1)-エ-(ア)	1 地域ケア個別会議の開催	必要時に関係者の招集を行い迅速に対応する。
		2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有	会議開催にあたり事前協議を行い、必要な情報共有を行う。
		3 地域ケア圏域会議の開催	地域の参加者の調整を行い年3回以上開催。欠席者棟には会議結果の報告、参加者には次回会議へのフィードバックを行い、課題抽出に努める。
		4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定	個別ケース会議や地域づくり協議会等から上がった課題も取り入れテーマを設定。
		5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	検討された課題整理を行い、緊急性、重要性を整理する。また解決や取り組みに向けて、地域づくり協議会福祉部会などにフィードバックし、課題の解決に向け取り組む。
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	6 (1)-エ-(イ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決	若松、箕田、長太地区の地域づくり協議会と連動し、問題解決に向けた多職種と意見交換を行う。
		2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力	参加協力し、課題の解決に向け取り組む。
		3 広域連合及び基幹型包括への報告	迅速に報告し、アドバイスや協力を仰ぐ。
		4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	結果報告を三層構造の地域ケア会議等で行い、意見聴取する。協議した意見はフィードバックし課題の解決に向けて取り組む。
③自立支援型地域ケア会議への協力	6 (1)-エ-(ウ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力	指示通り参加。
		2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	会議内容、手法、目的等については今後ワーキング等で検討予定となっており随時対応。
その他、地域ケア会議にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
オ 介護予防ケアマネジメント業務

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター
令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	介護予防の視点を重視し地域で自立した生活を送るために、啓発、支援を総合的に行っていく。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	6 (1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施	三職種が相互に連携し、適切なケアマネジメントを行う。
		2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施	生活の質の向上を目指した目標設定を行う。
		3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用	地域で行われている介護予防活動を把握し、必要な方に情報提供を行う。
		4 短期集中予防サービスの活用	介護予防の効果が見込まれるケースについては短期集中予防サービスの利用を提案する。
		5 モニタリングによる業務評価	モニタリング、評価を行うことで対象者が次の目標を定めたり、予防の取り組みを継続することで、自立支援に向けた意欲の向上を図る。
②セルフケアの助言	6 (1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進	チェックリストの活用で生活機能、心身機能の把握と本人、家族への助言を行う。
		2 一般介護予防事業等の情報提供	継続的な介護予防につなげるため、チラシ、回覧板などを活用し情報提供を行う。
		3 地域における集いの場への参加促進	新型コロナウイルス感染状況を確認しながら、集いの場の開催方法等を検討し、参加をサポートする。
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組		啓発とアドバイス	栄養チェック表、バタカラ表、生活チェック表の配布。
			地域の社会資源である開催場所を活かし、包括主催の講座を実施。(セルフケア促進と介護予防につながる内容を提案する)

2-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

1) 介護予防普及啓発事業

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター

令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	地域住民の方に介護予防普及啓発事業の周知を行い、社会参加の機会を啓発し心身の健康維持・増進が図れるよう支援を行います。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発	6 (1)-ア-(オ) ※(2)-ア, イ	1 各種介護サービスの存在, 利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	・包括だよりで周知。年4回発行。 ・自治会の協力のもと回覧板で周知。
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	老人会や地域の主催するサロン、会議等で周知。
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	介護予防事業者、基幹型包括、認知症キャラバンメイト等、薬局や福祉用具取扱事業者等との連携による介護予防教室の開催。
		4 介護者のつどいの開催	他の地域包括支援センターとの共同開催または単独開催年1回以上。
その他, 介護予防普及啓発にかかる取組			サロン、高齢者教室等でアンケート実施。

2-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名

鈴鹿第4地域包括支援センター

令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	医療機関や在宅医療・介護連携支援センターと連携し、相談、情報共有、意見交換ができる関係づくりを構築していく。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	6 ※(2)-ア	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	医療機関や在宅医療・介護連携支援センターとの連携による随時対応。必要時には個別ケース会議等への参加を依頼。
		2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	主治医への情報提供。必要に応じて助言を求める。
		3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	主治医への情報提供。必要時には専門職で意見交換を行い、カンファレンス等を開催。
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	6 ※(2)-ア	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等	医師会が主催する研修会や事例検討会等に参加する。
		2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	随時出席し意見交換を行う。
			随時出席し意見交換を行う。
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			相互の主催する勉強会等に参加し、情報共有、意見交換を行う。

2-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

3) 認知症総合支援事業

圏域名

鈴鹿第4地域包括支援センター

令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	地域住民が認知症を理解し、関係機関、専門職とともに地域で暮らす本人や家族の支援体制を構築する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	6 ※(2)-ア	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ	地域の中で認知症初期集中支援チームの周知を図り、該当ケースについてはチームにつなぎ情報交換を行う。
		2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	進捗状況の確認等情報共有を行い随時対応。
②認知症地域支援・ケア向上の推進	6 ※(2)-ア	1 認知症サポーター養成講座の開催	認知症サポート養成講座については、推進委員と協力し開催。時期未定。
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	相談支援の際随時活用。認知症初期支援チームと連携する。
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	随時対応。
その他、認知症総合支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

4) 生活支援体制整備事業

圏域名

鈴鹿第4地域包括支援センター

令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	生活支援体制整備のため、地域づくり協議会や生活支援コーディネーターと連携し、地域の状況を把握し協力体制を構築していく。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	6 ※(2)-ア	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握	・生活支援コーディネーターに圏域内地域ケア会議の出席を依頼する。 ・地域づくり協議会福祉部会への出席。 ・地域ケア会議での情報交換、住民組織との情報共有の実施。 ・随時関係会議を利用し不足する社会資源や介護予防の取り組みなどの開発をサポートする。
		2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	
②協議体及び若松地域づくり協議会・和の街箕田地域づくり協議会・長太地区まちづくり協議会への参加	6 ※(2)-ア	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加	圏域の第2層生活支援コーディネーター会議出席。
		2 圏域3地区協議会への参加	総会、福祉部門定例会に出席をし、情報交換と連携体制の構築、住民活動の支援を行う。
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(イ)(ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター
令和4年度

法的位置づけ	——
介護保険事業計画 における位置づけ	——

この事業の実施方針	各会議に出席し情報共有を図り、関係機関との連携体制を構築する。
-----------	---------------------------------

事業内容	委託仕様書 の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	6 ※(2)-ウ	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	圏域の運営推進会議に出席。 圏域内地域密着型サービス事業所:5か所 各事業所の依頼時に出席。
②各種会議への出席	6 ※(2)-エ	1 センター長会議への出席	年12回。
		2 センター合同連絡会への出席	年6回。
		3 専門職部会への出席	各専門職部会:年12回。
		4 自立支援型地域ケア会議への出席	随時対応。
		5 その他各種研修会への出席	随時対応。
その他, 会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

圏域名

鈴鹿第4地域包括支援センター

令和4年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)

この事業の実施方針	介護予防における情報提供を行い、その人らしく住み慣れた地域で生活できるよう普及啓発を行う。またケアマネジメントが適切に実施されるよう事業所に対し必要な助言を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	6 (3)-ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施	三職種及び介護支援専門員が連携し、課題の抽出を行い、個別性のあるケアマネジメントを行う。随時。
		2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	地域の社会資源の把握に努め、必要なサービスの提供が行われるよう支援を行う。
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	6 (3)-エ, オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保	特定の事業所に偏らないよう適切に選定する。また適正なプランニングができるよう助言を行う。
		2 委託先事業者への研修会の実施	圏域内意見交換会等を利用し、必要な情報提供や意見交換を行う。
		3 委託先事業者との間の情報管理	個人情報保護方針に従い、徹底した管理と適切な情報共有を行う。
		4 委託したケアプランの質の確保	委託先介護支援専門員とのプラン内容等の協議や十分な聞き取り、アドバイスをを行う。
		5 委託先事業者の安定的な確保	日頃より居宅介護支援事業所との関係性を構築する。支援困難ケースへの対応等は適切な助言を行い、必要時には同行する。行政担当課へのつながりが必要な場合は解決に向け迅速に対応する。
その他, 指定介護予防支援にかかる取組			

2-(3) その他の取組

圏域名

鈴鹿第4地域包括支援センター

(1) 災害・感染症対策と対応

令和4年度

法的位置づけ	——
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲー7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	災害・感染症発生などの緊急時の対応に備え、行政との連携を図る
-----------	--------------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築	6 (4)ーイ	1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	業務継続計画(BCP)の作成に着手する。 行政関係部署と各包括支援センターとの協議を行う。
		2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	業務継続計画(BCP)の作成に着手する。 行政関係部署と各包括支援センターとの協議を行う。
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制	6 (4)ーイ	1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	市全域又は圏域での災害発生を想定し、支援体制について協議を行う。平時より課題整理と予測される問題や取り組みの柱を選定し、業務継続計画に反映できるようにする。
		2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	
その他、災害・感染症対策にかかる取組		要援護者に災害時も支援が届く体制の構築。	・担当圏域の要援護者の把握。 ・行政、地域住民との情報共有。 ・日頃より取り組みの必要性を地域住民に啓発していく。 ・地域の防災訓練や啓発会議等に参加。

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等